

令和5年度 第1回 安曇野市水環境審議会 会議概要

1	審議会名	令和5年度 第1回 安曇野市水環境審議会
2	日 時	令和5年6月5日 午後2時00分から午後4時00分まで
3	会 場	安曇野市役所 本庁舎3階 全員協議会室
4	出席者	遠藤委員(会長)、村上委員(副会長)、門崎委員、崎元委員、五十嵐委員、 保尊(と)委員、中屋委員、保尊(利)委員、宮沢委員、武井委員、相馬委員、 山田委員、上條委員、原委員、矢花委員、宮澤委員
5	市側出席者	沖市民生活部長、高橋環境課長、百瀬環境課長補佐、巢山環境政策担当、 高橋環境政策担当
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	0人 記者 3人
8	会議概要作成年月日	令和5年6月7日

協 議 事 項 等

次第

- 1 開会
- 2 委嘱書交付
- 3 市長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 会長及び副会長の選出
- 6 概要説明
  - (1) 当審議会と水環境基本計画及び行動計画について
- 7 協議事項
  - (1) 点検・評価等について
    - ①令和4年度 事業実績・評価
    - ②地下水利用状況(令和3年度分)
    - ③水収支の評価
    - ④令和4年度地下水位観測調査
    - ⑤令和4年度地下水(井戸水)水質調査結果(概要)
    - ⑥千曲川河川事務所における地下水観測状況
  - (2) 令和5年度 事業計画について
- 8 報告事項
  - (1) 令和5年度良好な水循環・水環境創出活動推進モデル事業について
- 9 その他
  - ・次回(第2回)の審議会開催について
- 10 閉会

会議概要

- 1 会長及び副会長の選出
 

【会長に遠藤委員、副会長に村上委員がそれぞれ選出された】
- 2 概要説明
  - (1) 当審議会と水環境基本計画及び行動計画について
 

【事務局から当審議会や水環境基本計画・行動計画の概要等について報告・説明】
- 3 協議事項
  - (1) 点検・評価等について
    - ①令和4年度 事業実績・評価

【資料2に基づき説明（事務局）】

②地下水利用状況（令和3年度分）

【資料3に基づき説明（事務局）】

③水収支の評価

【資料4に基づき説明（事務局）】

④令和4年度地下水位観測調査

【資料5に基づき説明（事務局）】

⑤令和4年度地下水（井戸水）水質調査結果（概要）

【資料6に基づき説明（事務局）】

⑥千曲川河川事務所における地下水観測状況

【資料7に基づき説明（事務局）】

副会長：（施策を進めていく際に課題となる）水利権について確認した方が良いのでは。

事務局： 所管は国土交通省。水利権について、河川法の中に地下水の保全をするために水利権を使用してよい、という文面はない。そのため、麦後湛水事業や農地涵養施策を実施する場合、農耕かそこに作物を栽培した際の副次的な地下水の浸透という仕組みができない限り、現状では水利権を使用することができない。以上の点を国から伝達されているため、これまで進めてきた施策で止まっているものもある。

副会長： 冬に地下水の水位が下がるため、冬水を活用したいとの考えだが、水利権の関係からそれも難しい。ただ、冬には冬水を使って地下水の水位を上げることが一番いいと思うので、国の方への要望活動等も是非してほしいと、前回の審議会でもお願いした経緯がある。そのあたりのことを、委員の方にも是非お分かりいただけたらと思う。

会長： 資料24～25ページ等のグラフを見ていただくと、地下水の動きが田んぼに水が張られる5月ぐらいから急激に上がって、冬場に一番下がるというパターンが例年のパターンである。冬場に水位が下がるため、わさびの方で水が出なくなる点を何とか手当しようと、冬の田んぼに水を張りたいという計画でいたが、副会長の方から説明があったように、それが制度上なかなかできない。

水利権は田んぼに水を張るという目的なので、9月30日に使えなくなる。直接地下水を養うために、どこかに水をまきたいと言っても今は認められない制度設計になっているため、そういった制度上のネックがある中で、どうやって冬に水を増やしていくのかが大きな課題になっている。

委員： 平成17年以前は、冬場でも地下水の水位は高かったのか。

事務局： 地下水の賦存量という観点から、昭和61年を基準とすると、平成19年は少なくなっており、平成27年、令和2年は昭和61年よりは少ないものの、平成19年よりはやや増えている状態。

委員： 冬場にわさび畑の水が少ない点を解決するには涵養しかない。しかしながら、今の法律の中で涵養ができないということで、その点が一番のネックであると思う。

会長： プラス材料のニュースとしては、あづみ野排水路が使えるれば冬でもそこから水を浸透させることができる可能性があるという点。

条例にある涵養と適正利用であり、涵養で人工的に水を入れるのと同時に、使う側もなるべく節水をすることや、地下水を有効活用するというのを考える必要がある。これだけやれば問題を解決できるという方法はないと思うが、この委員会の重要な役割は、大きなヒットではなく、バントヒットを積み重ねて、数を稼いで冬場に水を戻す、そんな細かなバントヒットについて皆さんからご意見頂ければと考えている。

委員： 水田の減反部分について、使われない水田に水を張るような施策を推進しているのか伺いたい。

事務局： 農家が自主的に水を張ることにに対して国からは何も言われていないが、行政がその方向に位置付けることについては、よくないと国土交通省から言われているため、補助金を出さず等は今のところ考えていない。ただし、生物多様性や低農薬といった観点について、広げられる部分があるかどうか検討は必要だと考えている。

委員： 国の有識者会議に参加する中での議論として、企業が積極的に水涵養をすることは非常に企業にとってプラスになるとのことで、今その点をやりやすくする仕組みを国の方で検討している。企業が水田や田んぼ等に水を張って、地下に涵養させることにに対して、どうやって助ける仕組みを作っていくのか考えている。

水は川から持ってくるが、川の使用については水利権で時期や水量が限られて規制されている中で、その点をどうするのか質問したほか、環境用水として地下に涵養する方法はないかという提案をした。

現在、農水省の関係で土地改良区が水の管理をしているところ、期限が10月程度までということ、その点を伸ばしたり水を増やしたり、ということについて、今の水利権ではできないため、どうするのかと質問したところ、府省庁と各省庁で話し合っ、環境用水として今後考えていきたいと回答があった。時期については言及がなかった。

また、現在検討中ではあるが、J-クレジットと合わせた形で水涵養も同時に評価できるような仕組みも考えられており、そういった取り組みができる可能性もある。

主に私の意見として、水の事情をよく知るのは自治体であるため、自治体と企業が共同して何かできる仕組みを作ってほしい、という方向で動いている。自治体としては、どこにいつ涵養すれば良いというような事を、積極的に考えて発信していけば、国の方でそれを取り上げて宣伝するような仕組みが検討されているため、実質的には冬場に涵養できるような涵養策を考えてほしいと思っている。

会長： 恐らく国の方でも、ローカルな地下水管理というのは殆ど情報がないと思う。今後J-クレジットのような施策が動き出したときに、先進事例として準備できている状態であれば、モデルにもなれるほか、国の支援も得られやすいと思うので、そういった準備や想定をしていただければと思う。

## (2) 令和5年度 事業計画について

【資料8に基づき説明（事務局）】

### 4 報告事項

#### (1) 令和5年度良好な水循環・水環境創出活動推進モデル事業について

【資料9に基づき説明（事務局）】

委員： 水の保全と言うだけだと、我々市民にとっては少し難しい。どのエリアで活動するのが一番保全に効果的かなど、そういった具体例やモデルを示してもらえると市民でも分かっていると思う。

会長： 地下水の流れについては、信州大や筑波大等、関係機関の尽力で大体わかってきたので、もっと地元に着実に地下水がこう流れているため、こういった活動がいいなど、そういった横のネットワークがあるといいと思う。あづみの水結はそういった活動に活用できないか。

事務局： あづみの水結の方々がどんな活動をされているか、事務局でも情報を収集できていないため、今年度情報を収集しながら、水結の方々と繋いでいきたいと思ってい

る。

会 長： 私は大阪狭山市でも委員を務めており、そこにも色々な団体があるが、横の繋がりがなかった。狭山市の事務局は、今後団体の横の連携を取っていくと言っていたので必要であれば、狭山市の担当者を紹介する。

副会長： 水の保全の関係で言えば、今の年間の揚水量が約 3600 万トンあって、その中の水道が約 1200 万トンある。要は約 3 分の 1 が家庭や企業で使っている水道水であり、これは我々の生活の中でなんとかできる数字だと思う。

例えば、お風呂で使った水をトイレに行って流せばその分の水が節約できる。そういう施策というのは、実際の家庭でできる取組なので、そういった取組や、花に水をあげる時に水道水ではなく使い古したお風呂の水を使うなど、そういった小さいことをやっていただければ、節水という面で、あるいは保全と言う面で我々が関与できそうだなと思う。

委 員： この頃拡張された安曇野産業団地をみていると、とある大きな会社は敷地の周りに砂利が敷かれており、自分の敷地に降った雨は、地下に浸透するという形になっている。新しい会社ではそういった取っ掛かりを掴みつつあると感じている。

事務局： 新しく水を揚げるにあたり、一定量以上組み上げる場合は、地下水採取審査委員会を経ることになる。その中で、地下水の保全の観点から浸透や涵養について調査している。市の土地利用条例でもそうだが、敷地内における雨水の処理が義務付けられているため、今話題に上がった大きな会社を含め、他の小さい企業であっても敷地内の雨水の処理は、量は違うにしても同じように行っている状況である。

## 5 その他

### (1) 次回（第 2 回）の審議会開催について

【次回の審議会開催予定について説明（事務局）】

<終了 16:00>

以上